

独立行政法人酒類総合研究所の文書等の開示の実施規程を次のように定める。

平成14年9月30日

独立行政法人酒類総合研究所
理事長 平松順一

(目的)

第1条 この規程は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号。以下「法」という。)及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令」(平成13年政令第199号。以下「施行令」という。)に基づき独立行政法人酒類総合研究所(以下「研究所」という。)における文書等の開示の実施について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 文書 法第2条第2項に規定する「法人文書」をいう。
- 二 文書ファイル 施行令第3条規定する「文書等ファイル」で保存期間が1年以上のものをいう。

(開示の実施の方法)

第3条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- 一 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。) 該当文書又は図画(法第15条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号イに規定するもの)
 - 二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本工業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に印刷したもの
 - 三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙(縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に印画したもの
 - 四 スライド(第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。) 当該スライドを専用機器により映写したもの
- 2 次の各号に掲げる文書又は図画の法第15条第1項の規定による開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。
- 一 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。) 次に掲げる方法(口及びハに掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当研究所がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令があつて、一の結果を得ることが

できるように組み合わされたものをいう。以下同じ。)により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。)

- イ 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものの交付(口に掲げる方法に該当するものを除く。)。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
 - ロ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
 - ハ 当該文書又は図画をスキャナーにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。)又は光ディスク(日本工業規格X 0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号ホにおいて同じ。)に複写したものの交付
 - 二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本工業規格A列4番(以下「A4判」という。)の用紙に印刷したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、A3判の用紙に印刷したものの交付
 - 三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
 - 四 スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付
- 3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第15条第1項の独立行政法人が定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。
- 一 録音テープ(第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。)又は、録音ディスク 次に掲げる方法
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。別表第1の5の項口において同じ。)に複写したものの交付
 - 二 ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
 - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付
 - 三 電磁的記録(前2号、次号又は次号に該当するものを除く。)次に掲げる方法であつて、当研究所がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
 - イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
 - ロ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表第1の7の項口において同じ。)により再生したものの閲覧又は視聴
 - ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付(ニに掲げる方法に該当するものを除く。)
 - 二 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
 - ホ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付
 - 四 電磁的記録(前号ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。)前号イからニまでに掲げる方法であつて、当研究所がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
- 4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
- 一 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

二 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

一 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

二 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

(手数料の額等)

第4条 法第17条第1項の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。） 開示請求に係る文書1件につき300円

二 開示実施手数料 開示を受ける文書1件につき、別表第1の左欄に掲げる文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）。ただし、基本額（法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であって更に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の文書の開示請求を1の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の文書を1件の文書とみなし、かつ、当該複数の文書である文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の文書である文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の文書である他の文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

一 1の文書ファイルにまとめられた複数の文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の文書

3 文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか郵送料を納付支払い、文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

(手数料の減免)

第5条 法第17条第3項に規定する開示実施手数料の減額又は免除する額は、開示請求1件につき2,000円を限度とする。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法15条第3項又は5項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を理事長に提出しなくてはならない。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助をうけていることを証明する書面を、その他他の事実を理由とする場合にあっては、当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

4 第1項の規定によるもののか、開示決定に係る行政文書を一定の開示の実施方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

別表第1

文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの の閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により用紙に複写したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	ニ 複写機により用紙にカラーレーザーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの の交付	1枚につき120円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、520円）に12枚までごとに760円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカードリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生するが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額

文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）	チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき 120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき 10円
	ロ 専用機器により映写したもののが閲覧	1巻につき 290円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき 80円（A3判については、140円）
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき 10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき 30円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円）
4 スライド（9の項に該当するものを除く。）	イ 専用機器により映写したもののが閲覧	1巻につき 390円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき 100円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、1,300円）

文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
5 録音テープ(9の項に該当するものを除く。)又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき 290 円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき 430 円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき 290 円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき 580 円
7 電磁的記録(5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき 200 円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき 410 円
	ハ 用紙に出力したものの交付(ニに掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき 10 円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき 20 円
	ホ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき 50 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	ヘ 光ディスク(日本工業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付に複写したものの交付	1枚につき 100 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額

文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
7 電磁的記録(5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。)	ト 光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付に複写したものの交付	1枚につき 120 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したもののが観覽	1巻につき 390 円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800 円 (16 ミリメートル映画フィルムについては 13,000 円、35 ミリメートル映画フィルムについては 10,100 円) に記録時間 10 分までごとに 2,750 円 (16 ミリメートル映画フィルムについては 3,200 円、35 ミリメートル映画フィルムについては 2,650 円) を加えた額
9 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープ	イ 専用機器により再生したもののが視聴	1巻につき 680 円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200 円 (スライド 20 枚を超える場合にあっては、5,200 円にその超える枚数 1 枚につき 110 円を加えた額)
備考 1の項のハ若しくはニ、2の項ハ又は7の項ハ若しくはニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を 1 枚として額を算定する。		

附則

この規程は、平成 14 年 10 月 1 日より施行する。

附則

第 3 条及び別表第 1 の改正規定は、平成 18 年 5 月 9 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。